

令和3年度事業計画（案）

自 令和3年 4月 1日
至 令和4年 3月31日
(公社) 愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 基本方針

当協会は、公益法人として、嘱託登記を通じて官公署の行なう公共事業及び登記行政の円滑な推進を支援し、もって公共の福祉及び国民の権利擁護に貢献することをその使命とし活動を行っている。昭和61年の協会設立以来35年にわたって積み上げてきた実績とともに、各社員による地域に根差した活動の継続により、官公署との信頼関係を築き上げてきており、これが当協会の最大の強みの一つとなっている。その結果、当協会の受託高は、ここ数年堅調に推移しており、コロナ禍にあるなかでも安定的な組織運営を行うことができている。

今年度も、この状況を維持し、そしてより飛躍できるようにするため、引き続き当協会の本来業務である嘱託登記業務及びその前提としての相続人確定業務の受託拡大に向けた取り組みを推進していく。それとともに、社員一人一人が公益法人の一員としてその社会的使命を自覚し、活躍できる場を提供できるような組織作りに取り組んでいく。

また、本年度も発注が予想されている長期相続登記等未了土地解消作業は、引き続き受託できるように準備し、その体制を整えて行く。本作業は、大量の相続人調査案件を迅速かつ正確に処理する必要があるため、相続の専門家である司法書士として、当協会の社員一人一人が力を存分に発揮できるものであると考えている。そして、本作業をよりよい方法で実施して行くためにも、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会（以下、「全司協」）や司法書士会（以下、「本会」）を通じて、発注者である国への必要な働きかけを行っていく。また、本作業を通じて、当協会の活動や存在意義を広く官公署等にPRする良い機会だと考え、これを契機として、今後、市町村等官公署からの個別の相続人確定業務の受託につなげられるような取り組みも推進していく。

あわせて、近年、大きな社会問題となってきている「所有者不明土地問題」に対しても、当協会は、公益法人としてこの問題の解消に向けた取り組みを行っていく必要があると考えており、本会とも協力のうえ、この問題の解消方法の研究等積極的に活動を行っていく。

2. 総務

(関係各所との交流)

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「調査士協会」）、法務局、県、市町村役場等の官公署、全司協、中部ブロック連絡協議会、本会、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との交流を密にし、協調関係を維持していく。

(組織活性化に向けた取り組み)

当協会の強みは、大量の嘱託登記案件等に迅速に対処できる組織力であり、組織力を強化していくことが当協会の組織の活性化と持続的発展につながっていくと考える。そのためには、新入会員の入会、社員数の増加が必要である。新人会員を中心に本会の会員に当協会の活動を積極的にPRし、入会者の増加に向けた取り組みを行っていく。また入会した各社員が活躍できる場を提供できるような体制の構築にも努める。

(広 報)

ホームページや本会の会報を通じて当協会の情報を随時発信していく。社員向けのホームページには、嘱託登記業務で必要な情報を掲載し、その内容の充実をはかっていく。

3. 嘱託登記業務

当協会が、継続して安定的な組織運営と活動を行っていくには、嘱託登記業務の受託拡大が必要であると考えており、引き続き受託の拡大に向けて各官公署への開発啓発活動を積極的に行っていく。登記業務委託契約を締結していない市町村や受託実績の少ない市町村については、当協会の活動を周知し、当協会の有益性を積極的にPRすることにより、新規での契約締結や受託増加に向けて働きかけを行っていく。また、官公署に対して当協会の相続人確定業務の周知をはかり、利用拡大に繋げていけるような取り組みを強化していく。それにより嘱託登記業務のみではなく、その前提とした相続人確定業務や相談業務を含めた一連の業務の受託を通じて、官公署の公共事業の円滑な実施に寄与できるように取り組んでいく。あわせて、調査士協会と協調し、共同での受託活動や啓発活動を行っていく。

長期相続登記等未了土地解消作業については、今までの経験を踏まえ、継続的な受注も視野にいれながら、よりスムーズで効率的に作業が実施できるような体制を整えていく。

国が実施する嘱託登記業務への入札については適切に対応していく。

4. その他の公益目的事業

(所有者不明土地問題への対応及び研究)

公共事業の円滑な実施に大きな支障となっている「所有者不明土地問題」が近年社会問題として認識されてきており、その対策として「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」や「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立した。また、現在、相続登記の義務化や所有者不明土地管理人制度の創設等の内容を含んだ民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正法案が審議されている。当協会は、公益法人としてこの問題の解消のため、でき得る事を勘案し、本会とも協力のうえ、研究、情報収集、そして要請があれば社員の派遣等積極的に取り組んでいく。また、「認可地縁団体による登記の特則」や創設が予定されている「所有者不明土地管理人制度」等も含め、これらの一連の法律は処理困難な嘱託登記案件の現場において大いに活用できるものであり、各市町村へ実際の解決事例等情報の提供や相談への対応ができるよう、その活用法の研究や情報収集を進めていく。

(公用地の未登記問題に関する対応及び研究)

道路を中心とした公用地等の未登記問題についての研究や官公署への提言を引き続き行なっていく。この問題は放置することによって公共事業の円滑な実施や災害時の復旧復興の妨げの原因となり、年月の経過により問題が複雑化することは間違いのない事実である。所有者不明土地問題が注目されている今だからこそ、同じ未登記問題として、今一度この公用地等の未登記問題の解決の必要性を深く認識してもらう良い機会であると考え、調査士協会や政治連盟とも協力し、研究や提言を行っていく。あわせて、この問題について具体的な事例の情報を収集するとともに、東日本大震災から10年が経過してもなお、各地では地震が頻発しており、また今後発生が予想される南海トラフ地震や近年、激甚化している風水害に備える為にも、官公署にこの問題を放置することの危険性や解決の必要性を認識してもらえるように活動を進めていく。

(講習会及び講師派遣)

講習会や講師の派遣は官公署に当協会の活動内容を広くPRするために重要である。コロナ禍の中ではあるが、感染症対策を十分に取りながら、今年度も引き続き調査士協会と協力し、講習会開催や講師派遣を行っていく。それとともに、各地区での講習会開催の要望があれば、講師の派遣等対応できるような体制を整えていく。また、各社員がそれぞれの地区での講習会で講師を引き受けやすくするためにも、現在までに行ってきた研修会の資料やデータを各社員が活用できるような仕組みを整えていく。

(全司協)

全国で実施されてきた長期相続登記等未了土地解消作業の入札や作業の遂行にあたり、全司協から提供された各種の情報は大変有意義なものであり、やはり全国の公嘱協会を束ねる組織の必要性を感じている。現在の全司協は、加盟する協会が減少しており、全国的な組織とは言えない状況が続いている。しかしながら、今年度以降も実施が予想されているこの解消作業に対する様々な要望を、直接発注者である国にとどけるには、やはり全司協の存在が必要である。そのためにも、全司協に加盟する協会の増加が必要であり、当協会は準会員という立場であるが、脱退後の再加盟した団体として、他県の脱退協会の再加盟につながるような働きかけや提言を行っていく。

5. 経 理

予算の適正な執行と事務局運営の効率化をはかる。

以上